

災害時の国土交通省に関する主な支援施策（問い合わせ先 03-5253-8111(代表)）

令和2年7月13日現在

大項目	小項目	施策名	実施主体	施策概要	担当府省庁 担当課
生活再建	廃棄物、土砂の処理・撤去	堆積土砂排除事業	市町村	環境省・防衛省と連携し、家屋内を含めた宅地内やまちなかに堆積した土砂等の迅速な撤去を支援 市町村が一定規模以上の土砂等を排除する場合：1/2補助 (激甚災害の場合、財政力に応じてさらに嵩上げあり。また、残り地方負担分について、起債充当率100%、交付税措置95%)	国土交通省 都市局 都市安全課
	住宅再建	応急的な住まいの確保	国、都道府県、市町村	内閣府防災や自治体等と連携し、被災者が利用可能な応急的な住まいの空室提供等の情報を一元的に把握し、被災者に情報提供	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
		災害復興住宅融資	(独)住宅金融支援機構	災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利融資を実施	国土交通省 住宅局 総務課民間事業支援調整室
災害応急復旧	災害復旧事業の迅速化	大規模災害時の災害査定効率化(簡素化)	都道府県、市町村	災害復旧事業において、大規模災害が発生した際に災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるための査定の効率化(簡素化)を実施 ①机上査定限度額の引き上げ 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額を引上げし、査定期間を短縮 ②採択保留額の引上げ 現地で決定できる災害復旧事業の金額を引上げ、早期着手が可能 ③設計図書の簡素化 設計図書の作成において航空写真や標準的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 ・①、②：災害の規模により引上げ金額を嵩上げ	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 港湾局 海岸・防災課 都市局 都市安全課
	河川・道路等の復旧、二次被害の防止	公共土木施設(河川、道路、下水、公園、砂防等)の災害復旧	都道府県、市町村	地方自治体が所管する公共土木施設が、豪雨や地震などの異常な天然現象によって被災した場合、被災自治体が被災箇所について災害復旧を申請し、それに基づいて災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定 ・基本2/3国庫負担(残り地方負担分について、起債充当率100%、交付税措置95%) ※ 激甚災害の場合、災害復旧事業費と自治体の財政力を勘案してさらに嵩上げ ※ 原形に復旧することが不可能、困難、不適當な場合には、形状・寸法・材質を変えて機能を復旧することや、これに変わる施設で復旧することも可能 ※ その他、被災箇所とその周辺を合わせた一連区間の施設機能を強化することにより再度災害を防止するための改良復旧がある。	国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 港湾局 海岸・防災課 都市局 都市安全課 住宅局 住宅総合整備課
		災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	都道府県	当該年発生した風水害、震災等により急傾斜地に新たな崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により保全対象に被害を及ぼす恐れがある場合に、都道府県が緊急的に実施する急傾斜地崩壊防止工事。 【採択要件】がけ高、人家戸数、事業費等	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部砂防計画課
		災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	市町村	災害対策基本法による市町村地域防災計画に危険箇所として登録され、または登録されることが確実であるがけ地のうち、当該年発生した激甚災害に伴い崩壊が発生し、放置すると人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において市町村が直接人命保護を目的として緊急的に実施するがけ崩れ防止工事。 【採択要件】市町村地域防災計画への記載、がけ高、人家戸数、事業費	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部砂防計画課